

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人浜名儀一、同小川雅義、同近藤一夫の上告理由について

本件市議会議員選挙における「C野(c)」と記載した投票は、名の一字に丸括弧が付されていても、公職選挙法六八条一項五号にいう他事を記載した投票に当たらず、候補者C野c重郎に対する有効な投票であるとした原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	大	堀	誠	一
裁判官	小	野	幹	雄
裁判官	三	好		達
裁判官	大	白		勝